

平成 2 1 年度

石川県健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

石川県監査委員

石 監 査 第 2 9 3 号
平成 2 2 年 8 月 3 1 日

石 川 県 知 事 谷 本 正 憲 様

石川県監査委員	中 村 勲
同	北 村 繁 盛
同	東 方 俊 一 郎
同	喜 田 羊 支 子

平成 2 1 年度決算に係る健全化判断比率
及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）
第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により審査に付された、平成 2 1 年
度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる
事項を記載した書類について審査した結果、次のとおり意見を提出します。

第1 審査の概要

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に定める、平成21年度決算に係る実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査の対象とした。

2 審査の方法

審査に当たっては、健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として、関係諸帳簿及び証拠書類の調査照合を行うとともに、関係部局から説明を聴取し、併せて決算審査及び定期監査の結果も参考にして審査した。

第2 審査の結果及び意見

1 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

○健全化判断比率

(単位：%)

	平成21年度決算	平成20年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	3.75	5
連結実質赤字比率	—	—	8.75	25
実質公債費比率	15.4	14.4	25	35
将来負担比率	263.4	270.7	400	

(注) 実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないため、「—」と表示した。

○資金不足比率

(単位：%)

区分	会計名	平成21年度決算	平成20年度決算	経営健全化基準
地方公営 企業法非 適用企業	流域下水道特別会計	—	—	20
	港湾整備特別会計	—	—	
地方公営 企業法 適用企業	中央病院事業会計	—	—	
	高松病院事業会計	—	—	
	港湾土地造成事業会計	—	—	
	電気事業会計	—	—	
	水道用水供給事業会計	—	—	

(注) 資金不足額が生じていないため、「—」と表示した。

2 審査の意見

健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、全会計を通じて黒字であり、実質赤字が生じていないことから、健全な段階にあることが確認された。

また、実質公債費比率については、前年度を1.0ポイント上回る15.4%、将来負担比率については、前年度を7.3ポイント下回る263.4%と、両数値とも早期健全化基準を下回っており、健全な段階にあることが確認された。

さらに、公営企業に係る資金不足比率については、いずれの会計も黒字であり、資金不足は生じていないことから、経営が健全な段階にあることが確認された。

一般会計の実質収支が黒字となっているのは、財政調整基金と減債基金を合わせて35億円取り崩したことなどによるものである。

また、県債残高の増嵩に伴い、公債費負担が年々増加しているところであり、歳入面においても、現下の経済は、厳しい状況から脱しきれない一方で円高が進行し、先行きに不透明感が増しており、税収確保等について、厳しい局面が続くものと見込まれるところである。

こうした中、本県は、「行財政改革大綱2007」に基づき、県債残高の抑制及び基金残高の確保を基本に、歳入の確保、定員の適正化計画の見直しと職員費の削減等を掲げているところであり、実質公債費比率18%超えを回避する対策として、平成21年度から3か年計画で、県債の繰上償還を開始したところであるが、県財政を取り巻く現下の厳しい状況に鑑み、平成22年度において、1年前倒しして実施するとしている大綱の見直しをしっかりと行うとともに、進行管理と評価を徹底するなど、自立的かつ持続可能で強固な財政基盤の確立に努められたい。

付 表

- 1 実 質 赤 字 比 率
- 2 連 結 実 質 赤 字 比 率
- 3 実 質 公 債 費 比 率
- 4 将 来 負 担 比 率
- 5 資 金 不 足 比 率

(参考)

健全化判断比率等の対象範囲

1 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

【計算式】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 (A)}}{\text{標準財政規模 (B)}}$$

—
294,362,464

※実質赤字額は発生していない

一般会計等に係る実質収支額 (A)

(単位：千円)

会 計 名	歳 入 総 額 (1)	歳 出 総 額 (2)	翌年度に繰り越すべき財源			実質収支額 (1)-(2)-(3)- (4)+(5)	
			繰越明許費・ 事故繰越額(3)	事業繰越額(4)	左記に係る未収 入特定財源(5)		
一般会計	567,761,471	562,759,417	24,575,205	0	20,338,027	764,876	
一 般 会 計 等 に 属 す る 特 別 会 計	証紙特別会計	5,598,882	4,964,639	0	634,243	0	0
	土地取得特別会計	2,354	2,354	0	0	0	0
	母子寡婦福祉資金特別会計	160,262	122,633	0	37,629	0	0
	中小企業近代化資金貸付金 特別会計	5,474,240	2,810,047	0	2,664,193	0	0
	農業改良資金特別会計	257,614	29,873	0	227,741	0	0
	林業改善資金特別会計	239,590	340	0	239,250	0	0
	沿岸漁業改善資金特別会計	133,219	79,696	0	53,523	0	0
	金沢西部地区土地区画整理 特別会計	673,420	441,310	0	232,110	0	0
	育英資金特別会計	876,236	310,362	0	565,874	0	0
	公債管理特別会計	138,182,299	138,182,299	0	0	0	0
合 計	719,359,587	709,702,970	24,575,205	4,654,563	20,338,027	764,876	

標準財政規模 (B)

(単位：千円)

区 分	金 額
標準税収入額等	135,431,024
普通交付税額	113,585,640
臨時財政対策債発行可能額	45,345,800
合 計	294,362,464

2 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

【計算式】

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 (A)+(B)+(C)+(D)}}{\text{標準財政規模 (E)}}$$

294,362,464

※連結実質赤字額は発生していない

一般会計等に係る実質収支額 (A)

(単位：千円)

会 計 名	歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	翌年度に繰り越すべき財源			実質収支額 (1)-(2)-(3)- (4)+(5)	
			繰越明許費・ 事故繰越額(3)	事業繰越額(4)	左記に係る未収 入特定財源(5)		
一般会計	567,761,471	562,759,417	24,575,205	0	20,338,027	764,876	
一 般 会 計 等 に 属 す る 特 別 会 計	証紙特別会計	5,598,882	4,964,639	0	634,243	0	0
	土地取得特別会計	2,354	2,354	0	0	0	0
	母子寡婦福祉資金特別会計	160,262	122,633	0	37,629	0	0
	中小企業近代化資金貸付金 特別会計	5,474,240	2,810,047	0	2,664,193	0	0
	農業改良資金特別会計	257,614	29,873	0	227,741	0	0
	林業改善資金特別会計	239,590	340	0	239,250	0	0
	沿岸漁業改善資金特別会計	133,219	79,696	0	53,523	0	0
	金沢西部地区土地区画整理 特別会計	673,420	441,310	0	232,110	0	0
	育英資金特別会計	876,236	310,362	0	565,874	0	0
	公債管理特別会計	138,182,299	138,182,299	0	0	0	0
合 計	719,359,587	709,702,970	24,575,205	4,654,563	20,338,027	764,876	

一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計に係る実質収支額 (B) (単位：千円)

会 計 名	歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	翌年度に繰り越すべき財源			実質収支額 (1)-(2)-(3)- (4)+(5)
			繰越明許費(3)	事業繰越額(4)	左記に係る未収 入特定財源(5)	
公営競馬特別会計	9,272,336	9,267,934	0	0	0	4,402

公営企業会計（法非適用企業）に係る資金剰余額 (C)

(単位：千円)

会 計 名	歳入額 (1)	歳出額 (2)	翌年度に繰り越すべき財源			資金剰余額 (1)-(2)- (3)-(4)+(5)
			繰越明許費(3)	事業繰越額(4)	左記に係る未収 入特定財源(5)	
流域下水道特別会計	4,402,267	4,399,897	100,000	0	100,000	2,370
港湾整備特別会計	996,015	992,851	0	0	0	3,164
合 計	5,398,282	5,392,748	100,000	0	100,000	5,534

公営企業会計（法適用企業）に係る資金剰余額 (D)

(単位：千円)

会 計 名	流動資産 (1)	流動負債 (2)	流動負債控除額 (3)	長期借入金 (4)	資金剰余額 (1)-(2)+(3)-(4)
中央病院事業会計	4,327,797	1,475,492	0	-	2,852,305
高松病院事業会計	1,263,466	172,562	0	-	1,090,904
港湾土地造成事業会計	1,775,758	492,688	482,688	652,836	1,112,922
電気事業会計	1,150,342	567,498	0	-	582,844
水道用水供給事業会計	3,483,109	561,333	0	-	2,921,776
合 計	12,000,472	3,269,573	482,688	652,836	8,560,751

標準財政規模 (E)

(単位：千円)

金 額	294,362,464
-----	-------------

3 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率（3か年平均）

【計算式】

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金(A)} + \text{準元利償還金(B)}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(C)})}{\text{標準財政規模(D)} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(C)})}$$

平成19年度 平成20年度 平成21年度
 3か年平均 (14.00974 + 15.06462 + 17.35897) ÷ 3 = 15.4%

$$\frac{33,834,521}{\text{#####}} \quad \frac{36,842,066}{\text{#####}} \quad \frac{42,340,912}{\text{#####}}$$

(単位：千円)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度
地方債の元利償還金(繰上償還額、特定財源等を除く)(A)	87,967,366	88,440,105	89,413,073
準元利償還金(B)	2,155,709	3,312,506	3,376,549
元利償還金と準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(C)	56,288,554	54,910,545	50,448,710
標準財政規模(D)	297,795,657	299,470,764	294,362,464

4 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

【計算式】

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 (A)} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}) (B)}{\text{標準財政規模 (C)} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) (D)}$$

$$\frac{642,594,410}{243,913,754} = 263.4\%$$

将来負担額 (A)

(単位：千円)

区 分	会 計 名 等	金 額
地方債の現在高	一般会計	1,178,480,504
	母子寡婦福祉資金特別会計	553,332
	中小企業近代化資金貸付金特別会計	40,962,250
	農業改良資金特別会計	64,732
	金沢西部地区土地区画整理特別会計	2,853,605
	計	1,222,914,423
債務負担行為に基づく支出予定額	一般会計	5,925,793
公営企業債等繰入見込額	流域下水道特別会計	4,578,945
	港湾整備特別会計	2,123,663
	中央病院事業会計	2,428,276
	高松病院事業会計	2,333,381
	水道用水供給事業会計	337,985
	計	11,802,250
退職手当負担見込額	一般会計	160,236,227
設立法人の負債額等負担見込額	道路公社	0
	土地開発公社	6,312,021
	第三セクター等	42,541,082
	計	48,853,103
連結実質赤字額		0
合 計		1,449,731,796

充当可能財源等 (B)

(単位：千円)

区 分	金 額
地方債の償還額等に充当可能な基金	70,404,215
地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額	110,033,237
地方債の償還等に係る基準財政需要額算入見込額	626,699,934
合 計	807,137,386

標準財政規模 (C)

(単位：千円)

金 額	294,362,464
-----	-------------

元利償還金と準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (D)

(単位：千円)

金 額	50,448,710
-----	------------

5 資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率

【計算式】

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額 (A)}}{\text{事業の規模 (B) 又は (C)}}$$

※下表のとおり各会計の資金不足額は発生していない

資金不足額 (△は資金の余剰を示している) (A)

(単位：千円)

会 計 名	流 動 負 債 (歳 出 額) (D)	流 動 資 産 (歳 入 額) (E)	長 期 借 入 金 (F)	資 金 不 足 額 (△資金剰余額) (D)-(E)+(F)
流域下水道特別会計	4,399,897	4,402,267	-	△ 2,370
港湾整備特別会計	992,851	996,015	-	△ 3,164
中央病院事業会計	1,475,492	4,327,797	-	△ 2,852,305
高松病院事業会計	172,562	1,263,466	-	△ 1,090,904
港湾土地造成事業会計	492,688	1,775,758	652,836	△ 630,234
電気事業会計	567,498	1,150,342	-	△ 582,844
水道用水供給事業会計	561,333	3,483,109	-	△ 2,921,776
合 計				△ 8,083,597

事業の規模 (B)

(単位：千円)

会 計 名	営 業 収 益 (G)	受 託 工 事 収 益 (H)	事 業 の 規 模 (G)-(H)
流域下水道特別会計	1,021,120	0	1,021,120
港湾整備特別会計	237,789	0	237,789
中央病院事業会計	14,196,846	0	14,196,846
高松病院事業会計	2,549,263	0	2,549,263
電気事業会計	1,167,279	0	1,167,279
水道用水供給事業会計	7,471,883	0	7,471,883
合 計			26,644,180

事業の規模 (宅地造成事業) (C)

(単位：千円)

会 計 名	資 本 (I)	負 債 (J)	事 業 の 規 模 (I)+(J)
港湾土地造成事業会計	2,452,697	1,145,524	3,598,221

(参考)

健全化判断比率等の対象範囲

会計区分		県の会計区分					
一般会計等		一般会計					
		証紙特別会計					
		土地取得特別会計					
		母子寡婦福祉資金特別会計					
		中小企業近代化資金貸付金特別会計					
		農業改良資金特別会計					
		林業改善資金特別会計					
		沿岸漁業改善資金特別会計					
		金沢西部地区土地区画整理特別会計					
		育英資金特別会計					
		公債管理特別会計					
	公営事業会計	収益事業		公営競馬特別会計			
地方公営企業法 非適用事業			流域下水道特別会計				
公営企業会計		地方公営企業法 適用事業	港湾整備特別会計				
		中央病院事業会計					
		高松病院事業会計					
		港湾土地造成事業会計					
		電気事業会計					
		水道用水供給事業会計					
		一部事務組合等	一部事務組合・広域連合			—	
		地方独立行政法人	—				
地方公社・第三セクター	石川県道路公社						
	石川県土地開発公社						
	石川県住宅供給公社						
	(財)石川県林業公社						
	(社)石川県農業開発公社						
	(財)奥能登開発公社						
	(財)石川県県民ふれあい公社						
	(財)石川県産業創出支援機構						
	(財)石川県地場産業振興センター						
	(財)いしかわまちづくり技術センター						
公的信用保証機関	石川県信用保証協会						